

第522回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和7年8月21日(木) 午前10時30分~午前11時15分

場 所 KKR ホテル名古屋 4階福寿の間

出 席 者

(公益代表委員) 鈴木委員、中山委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員、安田委員

(事務局) 小林愛知労働局長、高橋労働基準部長、佐野賃金課長、
佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、松永専門監督官、白川賃金指導官、
水谷賃金指導官、吉田賃金調査員

議 題 (1) 愛知県最低賃金の改正決定について

(2) その他

議 事

○白川賃金指導官

第522回愛知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局よりご案内申し上げます。

審議会開催にあたり事務局よりご案内いたします。

本日の審議会は、報道機関等の冒頭の撮影、地賃答申文手交時の撮影及び答申後の局長挨拶時の撮影を予定しております。

審議会の開会は、冒頭の撮影終了後といたします。

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

(報道機関撮影)

○白川賃金指導官

それではそろそろ撮影の終了をお願いいたします。

それでは冒頭の撮影が終了したため、ただ今より第522回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会は公開となっているため、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

以後、着座にて失礼いたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載の 1 から 3 の資料をお配りしております。ご確認いただくようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○中山会長

皆様おはようございます。ただ今より第 522 回愛知地方最低賃金審議会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告をお願いいたします。

○白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、渡辺道彦委員が欠席され 4 名のご出席、労働者代表委員は 5 名全員がご出席、使用者代表委員は 5 名全員がご出席となっております。本日は 14 名の委員がご出席されているため、委員総数の 3 分の 2 以上となり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしていることを併せてご報告いたします。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしている旨の報告がありました。次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題(1)「愛知県最低賃金の改正決定について」です。愛知県最低賃金の改正については、愛知県最低賃金専門部会において審議を重ね、本日 9 時から開催いたしました第 4 回専門部会において結審しました。これから部会長報告を行います。私が愛知県最低賃金専門部会の部会長でしたので、私から専門部会の審議経過について報告をいたします。

配付資料 1 をご覧ください。報告書ということで、報告書の部分だけ読み上げさせていただきます。

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 3 日の愛知県最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

ということで、別紙 1 は裏面にございますけれども、愛知県の最低賃金を 63 円引き上げて 1 時間当たり 1,140 円にするという結果になりました。あの部分は省略させていただきますけれども、4 回に亘って熱心に審議していただきました。後で総括の時にもう一度申し上げますけれども、この地域、愛知県のデータに基づいて、経営者側からも、労働者側からも資料を出していただきまして

慎重に審議を4回重ねまして、最終的には採決になりました。意見の一一致をみませんでしたので、公益委員案を提示して、採決となりましたけれども、63円ということで決定いたしましたのでご報告させていただきます。

採決の内容ですが、専門部会においての審議では、公益委員案について採決を行いましたけれども、公益代表委員2名の賛成に加えまして、労働者代表委員は賛成が0名反対が3名、使用者代表委員は賛成が3名で反対が0名という結果になりましたので、賛成多数ということで1,140円、引上額63円ということで決したということになりますので、ご報告させていただきます。

ただ今の報告につきまして、何かご意見、ご質問があればお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(特になし)

○中山会長

この改正内容につきまして、専門部会における審議の中では労使一致することができませんでしたので、本審議会の中でも採決をお願いしたいと思います。

事務局は、委員に用紙を配付してください。各委員は、専門部会報告の改正内容に賛成の場合は配付された用紙に○を、反対の場合は×を記入してください。

(用紙配付)

○中山会長

よろしいですか。それでは事務局で用紙を回収してください。

(用紙回収後投票数を確認し、会長に開票結果を報告)

○中山会長

採決の結果がでたようですので、事務局は採決の結果を報告してください。

○白川賃金指導官

採決の結果をご報告いたします。

専門部会報告の改正内容に賛成は、公益3名、労働者側0名、使用者側5名、合計8名です。

専門部会報告の改正内容に反対は、公益0名、労働者側5名、使用者側0名、合計5名となります。

○中山会長

はい、ありがとうございます。それでは、採決の結果を発表します。

専門部会報告の改正内容に、賛成は、公益3名、労働者側0名、使用者側5名で、合計8名です。

反対は、公益0名、労働者側5名、使用者側0名で、合計は5名となります。

以上のとおり、賛成過半数になりましたので、専門部会報告の改正内容をもって審議会の結論とすることといたします。

本審議会の結論が得られましたので、愛知労働局長宛ての答申について、これから答申文（案）を用意いたします。しばらくお待ちください。

（答申文（案）を会長に示し確認）

（全委員に答申文（案）を配付）

○中山会長

はい、お手元に来ましたでしょうか。それでは事務局から答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○佐野賃金課長

読み上げさせていただきます。

なお、項目番号以外のカッコの読み上げは省略をさせていただきます。

（案）

令和7年8月21日

愛知労働局長

小林洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月3日付け愛労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり

の結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 5 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 1,027 円）は、令和 5 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に伴い、県下の最低賃金制度を適正に運営するに当たっては、愛知労働局に対して、令和 7 年 8 月 4 日付け「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の記 4 ないし 13 に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化を要望する。

別紙 1

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,140 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 10 月 18 日

別紙 2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

（1）件名 愛知県最低賃金

（2）最低賃金額 時間額 1,027 円

（3）発効日 令和 5 年 10 月 1 日

2 生活保護費

(1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯

(2) 対象年度 令和5年度

(3) 生活保護費(令和5年度)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(104,379円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注)1か月換算額

1,027円(愛知県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)×0.807(令和5年度可処分所得の総所得に対する割合)=144,044円

答申文(案)は以上です。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今、答申文(案)を読み上げていただきましたけれども、内容はこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山会長

ご異議がありませんので、小林労働局長に答申したいと思います。事務局は正本の準備をお願いします。しばらくお待ちください。

○佐藤主席賃金指導官

報道機関の方は撮影できる指定の場所までご移動下さい。

(答申文を会長に渡す)

(会長より答申文を局長に手交する)

(報道機関撮影)

○佐藤主席賃金指導官

よろしいでしょうか。では撮影の方はこれで終了させていただきます。一旦元の位置に戻っていただきたいと思います。

中山会長

ではここで小林労働局長から答申に対するご挨拶があります。よろしくお願ひいたします。

○小林労働局長

愛知労働局長の小林でございます。各審議会委員の皆様におかれましては、この酷暑の時期に、審議会開催にご協力を賜りまして本当にありがとうございました。特に今年度につきましては、中央最低賃金審議会における審議の遅れによりまして、当初予定の変更を余儀なくされたところでございますけれども、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご協力を賜ったことにつきまして重ねて感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、7月3日に諮詢させていただきました愛知県最低賃金の改正決定につきましては、当地における経済及び雇用の実態を踏まえつつ、中央最低賃金審議会における公益委員見解の目安を参照し、閣議決定の内容にも配慮していただき、真摯かつ精力的なご審議を重ねられて、本日答申をいただいたところでございます。労働局長といたしましては、中山会長をはじめ、公労使各委員の皆様方の多大なるご尽力に、心からお礼を申し上げます。

今後につきましては、いただきました答申を踏まえまして、10月18日発効に向けて、手続きを進めて参りたいというふうに思っております。

また、答申に盛り込まれてございます最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援のさらなる強化につきましては、関係機関また自治体等とも緊密な連携を図りながら、管下の監督署、ハローワーク等を含めまして、最大限の取り組みを進めて参りたいと思っております。その際、委員の皆様方のお力添えもお願い申し上げることになるかもしれませんけれども、その節は何卒よろしくお願ひいたします。

最後に、委員の皆様方のご尽力に改めて心から感謝を申し上げるとともに、今後も引き続き一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○中山会長

どうもありがとうございました。ここで、本年度の愛知県最低賃金の改正について、労使双方から総括的なコメントをいただきたいと思います。

○白川賃金指導官

報道機関の方、撮影はここまでとさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○中山会長

総括的なコメントをお願いしたいと思います。まず、労働者代表委員からお願ひいたします。

○寺田委員

労働者代表の寺田と申します。本年の審議会について総括的な意見を述べさせていただきます。

本年におきましては、皆様もご存知の通り、消費者物価指数について昨年から上昇率が愛知県は全国の平均を上回る状況であり、私たちの実感としても働く者の生活が非常に厳しい状況であること、また、意見書にも頂いたように、福祉介護職などで報酬制度等の影響により値上げが厳しい業界で働く方々の状況だと想いを考慮しながら、生計費を重点に置いた議論を進めてまいりました。

併せて昨日大村知事のコメントもあったように、私たちは東海地区をけん引する、ひいては日本をけん引する愛知県であるということを常に頭に置き、気持ちを持って、様々な奮闘に取り組んでおりまして、この審議会におきましても A ランクといえどもしっかりと目安を超えるよう最後まで主張をさせていただきました。

最終的に 6.3 円の引き上げとなり、我々の主張額に届かなかった点につきましては非常に残念ではありますけれども、過去最大の引上げ額となった点につきましては前向きに受け止めております。

しかし、我々が中期目標として掲げている水準につきましては、まだまだ差があって、賃金も物価も適切に上昇していく経済の好循環に向けては、愛知全体、日本全体でしっかりと取り組みを進めていく必要を感じています。

そのためにも行政への要望になるかと思うのですけれども、最低賃金を引き上げるだけではなく、価格転嫁、適正な取引の課題、いわゆる年収の壁の課題、あと賃上げしたことによる社会保険料の負担増など、様々な構造上や制度上の問題もセットで課題解決していく必要があると私どもも考えております。

政府と行政において、しっかりと実効性のある取り組みを進めていただきますよう求めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後にこの審議会におきましては、公益の委員の皆様、使側の委員の皆様におきましては、真摯な議論を進められたことに関しましては感謝を申し上げて、最後の総括とさせていただきます。以上となります。

○中山会長

ありがとうございます。では、使用者代表委員、お願ひいたします。

○岡安委員

岡安でございます。本年の議論、皆様ありがとうございます。

今年の最低賃金の審議においては、物価上昇の中、一定の引上げが必要だという認識は、共通して議論がスタートできたかなと思っております。

法定3要素について議論をしていく中で、中央の目安で示されたサインは、生計費については消費者物価指数の持ち家の帰属家賃を除く3.9%ですとか、食料品など一部の項目で見ると4.2%から6.7%、こういった水準が示されつつ、賃金については賃金改定状況調査の結果の第4表に基づく2.5%、こういった水準も示されました。

また、3要素の三番目の通常の事業の支払能力につきましては、経常利益率アップによる利益の改善傾向があるというところですね。一方で原資を確保することが難しい、二極分離部分にあるというような中央の目安の見解が示されました。

これを愛知の方で当てはめて考えますと、消費者物価指数については4.1%、食料品につきましては6.8%、賃金調査につきましては、愛知県経営者協会の調査では、ベースアップの部分で3.32%という数字が出ておりまして、確かにこの食料品に着目すると、目安を上回る検討が必要であったのかもしれないというふうには思っているところでございます。

ただ、賃金決定の本来の原則は労使合意にあると思っております。ですから、ベースアップというのは、労使の交渉において多くの企業が物価ですとか人材確保を考慮して決定しているということから、このベースアップの水準というのは、3要素をしっかりと考慮した愛知県の実態を表しているものであるというふうに考えております。

一方で、生活の安定という観点では、使用者側としても非常に重要であるというふうに思っております。最低賃金の引上げというのは、生活の安定につながるということを考慮すれば、先ほどの労使交渉の原則から、物価上昇によりそって結論を出すことが必要だったと考えておりますので、使用者側として賛成をさせていただいたのはこういった経緯でございます。

また今回、目安の公益見解のなかに、発効日について十分に議論を行うことを期待するということがありました。例年のスケジュールですと、8月の頭に答申をして、10月1日というのが当地における近年のスケジュールでございましたけれども、この準備期間が2カ月未満というのは、近年のような大幅な賃上げをする場合には、企業の実務担当者には過大な、過重な負荷がかかり長時間労働の

温床になってしまうということも懸念されます。

しかしながら、今年は目安の時点で大きく報道がされて、目安の金額ということについては一定の周知が進んでいるという見方もできます。また、先ほど申し上げました生活の安定の観点では、いち早く最低賃金の改定を行う必要性があることを考慮して、目安を上回らない金額であれば、あえて今年はこういった発効日に関する議論は行わないのが妥当であるというふうに考えました。

使用者側としましては今回非常に大きな金額の改定でございますので、三点、関係各所にお願いさせていただきたいというふうに考えてございます。

まず一点目としましては、価格転嫁に関することです。物価上昇局面にあわせて最低賃金の改定も大きく進めていくためには、価格転嫁が不可欠でございます。2か月足らずで価格転嫁を行える企業というのはかなり限られています。

例えば、今年意見書をいただいたタクシー業界を例に挙げれば、運賃改定の手続きが最低でも半年、あるタクシー運転手の話では1年ぐらいはかかるてしまうというようなこともお伺いしてございます。こういった許認可が必要なものにつきましては、企業の努力だけでは価格転嫁ができないこともあります。

先ほど労働者側からもおっしゃっていただいた、医療介護関係の方というのも、こういったものに該当するというふうに考えてございます。

また、3月に中小企業庁が行った調査で、誠に残念ながら、官公需の価格転嫁ですら52.3%という状態です。先ずこういった法制度のある行政側でコントロールできる点について、価格転嫁を阻害している要因については早急な見直しを図っていただきたいと思います。

ただし、これ公共性ですか、安全性、公正性など、こういったものが果たす本来の役割を損なわない範囲の中でやっていくべきことだというふうに思ってございます。

二つ目ですけれども、各種支援について、資金や人材のリソースが限られている中小企業においては、各種支援を行き届かせるというのは、行政からも今以上のご支援をお願いしたいというふうに考えてございます。

具体的には、様々なご支援施策がありながら、実際に活用できている企業が一部に限られているというのは、手続きに余力のある担当者が中小企業にはいないということが挙げられます。こうした企業は専門家に手続代行を依頼する方法もありますけれども、そうした場合には代行費用等、こういった補助ですとか助成ですとかが実質的に半減してしまうようなケースも考えられます。

したがってこういった手続代行に係る費用につきましても、支援に含めていただくとか、先般コロナ禍で行っていただいたような雇用調整助成金の大胆な簡略化のようなかたちで、真に必要とする企業が100%生かせる仕組みへの見直し等をご検討いただきたいというふうに思ってございます。

最後に三つ目でございますけれども、先ほど労働者側からもおっしゃっていたいたとおり、社会保障関係ですとか税の関係で、どうしてもこの最低賃金をしっかりと100%働く皆さんに届けようと思うと、必要なことではあるのですけれども、上げたうちの一部はやはりこういった税、社会保障の負担で消えてしまって、何割か減少した状態でしかお届けできないというところがございます。また、企業の負担分を考慮すれば、ほぼほぼ半減してしまっているというケースもございます。安心して暮らせる社会保障の制度ですとか、税の制度というのは非常に重要なことで、最優先するべきことではありますけれども、一方でこういった企業の賃上げを頑張って働いている皆さんに十分実感できるようにしていただくような見直しというのも、今年も社会保障制度の見直し等で、中央で議論されていましたにつきましても、こういったのも議論を進めていくことを期待させていただきたいと思います。

最後に骨太の方針の中で、中央の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合には、大胆な支援ということが、趣旨のことが、今年もこういったのが考慮は必要であったかも知れないなというのもあったのですけれども、今回の引上げ金額は確かに目安とおりではありますけれども、Aランクの目安というのは5.6%というパーセンテージでも示されてございました。

これと比較しますと5.8%というのは、Aランクの目安を上回るというような解釈もできるかと思います。今年別の審議の場でも申し上げましたけれども、最低賃金の引上げ状況によって、地域ごとで支援に差が出てくるということは少し我々としては残念に思う所でございます。そういう地域は、最低賃金も引上げにあたって大胆な後押しを必要としていることは、私が申し上げるまでもないことでございますので、こういったところを当地においてもしっかりと後押しをいただきたいと思います。

また、冒頭で申し上げました、労使合意した賃金の引上げの原則でございますので、この最低賃金というのは文字どおり最低の基準でございます。余力のある企業においては、労使での自主的な話し合いで、個別労使関係の中で自主的な労働条件の改善と業績生産性向上の好循環、これを作り上げていくことは、正しく重要なことであると思ってございますので、関係各所のご支援をお願いして、当地においては立ち位置を上回るようなこういった好循環が出てくることを期待して、私の使用者からの意見とさせていただきます。

○中山会長

ありがとうございました。答申を終えましたので、公益代表委員を代表いたしまして、私から一言ご挨拶させていただきます。着座で失礼いたします。

まず、委員の皆様には真摯にご議論いただきましたことについて厚くお礼申し

上げます。また色々、連絡の事務等をしていただきました事務局にも厚くお礼申し上げます。

今年度は最低賃金の3要素といわれる労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三点につきまして、データ、この愛知県のデータを見ながら議論できたということは非常に良かったのではないかと思います。

使用者側からも労働者側からもそういう数値の新たな資料を出していただきまして、さらに議論ができたことは、公益として非常に良かったというふうに思っております。

少し金額に開きがありまして、最終的には全会一致に至らなかつたことは残念ではありますし、公益として調整するところで、もう少しできたのかもしれませんけれども、なかなかそのところはお立場等がございますので、残念だということにもなりますが、でも熱心に本年度も議論をしていただきましたことについては、公益の代表といたしまして厚くお礼申し上げたいと思います。

労働者側、使用者側、それぞれの総括のコメントにもありましたように、愛知労働局におかれましては、最低賃金を引き上げるための環境作り、これについて一層ご配慮いただけることを期待しております。厚生労働省だけではなくて、他の省庁についても連携して、最低賃金が非常に近年高い率で上がっておりまして、今後目標とする数値にいこうとするのであれば、一層そういうところにお力を割いていただければ ありがたいと思っております。

皆様本年度、答申できましたことについて厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、今回の答申を踏まえた今後の手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

ただ今、中山会長より小林労働局長あて答申がありましたので、審議会からの意見の要旨を公示します。また、愛知県内の労働者又は労働者を使用する使用者は、この公示があった日から15日以内に愛知労働局長に異議を申出ができます。本審議会終了後、本日から9月5日金曜日までの15日間に異議の申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対し意見を求めることになっており、9月8日月曜日、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催いたします。

仮に8日の審議会において、本日の答申が変更されなかった場合には、その後の官報掲載を経て、本年10月18日土曜日に効力発生となる予定しております。

なお、愛知県最低賃金専門部会については、愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程第9条の規定により、異議の申出期間の満了をもって廃

止することとされています。以上でございます。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明につきまして何かご質問等があればお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、議題（2）「その他」に入りますが、労使何かございますでしょうか。

○中山会長

では事務局の方から何か連絡等ございますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

はい、事務局からお伝えいたします。先ほども話があったとおり、次回、第523回愛知地方最低賃金審議会は、9月8日に開催する予定をしております。

開催時間は午前9時30分より、会場は、本日と同じKKRホテル名古屋「福寿の間」で開催をする予定でありますのでよろしくお願いいいたします。以上です。

○中山会長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、第522回愛知地方最低賃金審議会を閉会といたします。

本日は、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○白川賃金指導官

会長並びに局長は所用がありますので、退席いたしますが、取材対応は事務局において対応させていただきますので、その場でしばらくお待ちください。

それでは各委員の皆様方もご退出をお願いいたします。

(令和7年8月21日) 第522回愛知地方最低賃金審議会 議事録